

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	最近の更新年月日
真庭市	上水田地区 (井尾奥、井尾上、井尾下、又丸、小殿、立、小松、荒木、能宮、宮高、畦花、谷尻、西谷、菅野、野々倉、井殿、赤茂上、赤茂下、寺平、川崎、長政上、長政下、安末、畑ケ中上、畑ケ中下)	令和5年3月13日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	179.60 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	125.07 ha
③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	16.88 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.83 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.48 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	73.38 ha

2 対象地区の課題

- ① 水稻を主体とした兼業農家が中心の農業地域である。
また、耕作者の高齢化が進み、新規就農者が無く担い手が少ない。
- ② 中山間地域である為、耕作面積が小規模もあり、水田面積が小さいほ場や畦畔が広いことから規模拡大は困難な地区もある。また、鳥獣による被害が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構の活用を含め、個人、認定農業者及び集落営農組織が主として担う。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地の貸付等の移行

アンケート調査により、貸付け等の意向が確認された 56.13 haの内、個人、集落営農組織及び農地中間管理機構へ 29.48 haが貸付済みである。

なお 26.66 haについては、個人や集落営農組織及び農地中間管理機構を通じて農作業受委託により農地貸付等の移行する。

② 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、農地の集積、集約化により効率的な営農の実現を図る。

③ 新規・特産化作物の導入方針

(1) 特産化作物の導入について

地区特産品として、収益性の高い露地野菜や果樹の生産に取り組む。

(2) SDGsの取り組み

稲わらのたい肥化及び液肥の散布により地力向上を促進し省力化を図る。

(3) 稲作用肥料のプラスチック殻の除去

水田排水口でのプラスチック殻の回収方法の研究、代替肥料の導入の研究。

(4) 鳥獣被害防止対策

鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や放置果樹の撤去に取り組む。

(5) 集落営農組合の協力体制の見直し

隣接する集落営農組合への農機具等の貸出など、協力体制を図る。



